

**中小企業者等災害復旧緊急支援事業
補助金募集要領**

福知山市

1 事業目的

本事業は、令和5年台風第7号で被災された中小企業者等に対し、被災された生産設備等の更新等に要する経費の一部を補助し、早期の事業再開等を支援することを目的とします。

2 補助対象期間

補助金の交付を受けて行う事業の期間は、被災日時以降に着手し、令和6年2月29日（木）までに完了する事業です。

3 補助事業者

福知山市内に、令和5年台風第7号により被災した事業所を有する中小企業者等（中小企業基本法第2条に定めるもの又はこれらを構成員とする団体若しくはこれらに準じるもの）が対象です。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※中小企業庁 HP より引用

4 補助対象事業

本事業は、令和5年台風第7号により被害を受けた設備等の更新等を対象とします。

[補助対象とならないもの]

同一事業について、国、京都府、福知山市等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合（ただし、京都府の中小企業等復興支援事業は除くもの）とします。）

5 補助対象経費

補助対象となる経費は、申請事業の実施に直接必要な経費とします。
ただし、保険金が支払われる場合は、対象経費から差し引くものとします。

[対象経費に含まれるもの（例）]

- ・建物（工場、事務所、倉庫）及び附属設備（電気・給排水・冷暖房設備、間仕切り、建物の全部又は一部を特殊室にするための施設等）の修繕
- ・構築物、機械装置（付属の工具備品も含む）、車両運搬具、備品の購入費等

[対象経費に含まれないもの（例）]

- ・土砂の撤去作業や清掃作業にかかる費用
- ・土地の購入費
- ・労務費、借入れに伴う支払利息、公租公課（消費税など）、建物の登記費用・官公署に支払う手数料等
- ・飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用

6 補助率及び補助金額

(1) 補助率

補助対象事業に要する経費の15%以内

(2) 補助金額（1企業当たり）

10万円以上100万円以内

※補助金は、予算の範囲内で交付されますので、採択されても希望された金額の全額が交付されるとは限りません。

7 申請手続等

(1) 提出書類

次の書類の原本又はその写しを各1部提出してください。

書 類 名
交付申請書（様式第1号）
り災（被災者）証明書の写し
更新前設備の写真等
対象設備等の見積書等の写し（金額の内訳がわかるもの）
対象設備等の設置予定場所の位置図
納税証明書（課税がない方は市税納付状況を確認する承諾書）

(2) 申請の受付

申請書は、福知山市商工会、福知山商工会議所又は福知山市産業政策部産業観光課に提出してください。

問い合わせ先電話番号

《福知山市商工会》

56-5151

《福知山商工会議所》

22-2108

《福知山市産業政策部産業観光課》

24-7075

(3) 受付期間

令和5年9月28日（木） ～ 令和6年1月31日（水）（厳守）

(4) 結果通知

結果につきましては、福知山市産業政策部産業観光課から申請者あて文書により通知します。

8 補助金の支払い

事業完了日から起算して15日以内又は令和6年2月29日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。実績報告書の提出があった場合は、すみやかに補助事業完了検査を行い、検査に合格したものについて補助金をお支払いします。

検査の実施にあたって、証拠書類として、原則として、発注書・請書等、納品書、請求書、振込明細書、領収書、事業の完了を確認できる写真等を提出していただきます（申請時に提出済のものは、除きます）。

補助金の支払いは、精算払いとします。（事業が早期に終了した場合は終了時期に応じ、支払いを行います。）